

四 外国政府等（法律第百五十五号附則第四十
二条第一項に規定する外國守護職員等の同項に
おいて同じ。）のうち恩給公務員期間
を除いた期間

二条第一項に規定する外國政府職員に係る外
国政府、同法附則第四十三條に規定する外國
特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十
三条の二第一項に規定する外國特殊機関職員
に係る特殊機関をいう。以下この号において

同じ。)に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者(当該外国政府等に同日まで引き続き勤務した後引き続いて海外にあつた未帰還者と認められた者を含む)、当該外国政府等に勤務した後引き続いて職員となつた者で同日まで引き続き勤務していたもの、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与している法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。)となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものの当該外国政府等に勤務している期間(当該未帰還者と認められた者については、同日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者と認められるものを含む)のうち恩給公務員期間、第七条第一項第六号の期間その他政令で定める期間を除いた期間

（恩給）
る者の
第十条

員（組合員期間（第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職（新法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）した場合における新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。

一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上であるもの

二 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上であるもの

前項に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。

第十一條 退職共済金の支給
（控除額）
附則第七条第一項までを有するに達し
う。一項及二項及十二条によ
るもしたして當該各組の規定
した金が二十一年の額が法律
年金が法律によるもしたして當
該各組の規定した金が二十
年を除く二年を二控へる。

控除期間等の期間のうち四十一年から控除期間等の期間以外の組合員期間を除いたものについて、第一号の規定の例により算出した額

控除期間等の期間のうちに掲げる期間外のものについては、前号の規定の例により算定した額

上の規定を適用して算定された新法附則第三条の三又は新法附則第十二条の八の規定に従事職共済年金の額のうち、新法附則第十二条の二第二項第一号に掲げる金額若しくは同項第一号に掲げる金額若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰り算額又は新法附則第十二条の八第三項に規定するものとされた同号に規定する繰り算額に係る同項の規定による減額後の金額に係る額が、組合員期間が二百四十四月であるとして算定した新法附則第十二条の四の二第一号に掲げる金額若しくは新法附則第三条の七の五第一項に規定する繰り上げ調整額に係るものとされた同号に規定する金額に係る規定による減額後の金額より少ないと当該金額をもつて当該相当する額とする

期間等の期間を有する更新組合員に係る賃年金の額の特例)

組合員期間が二十五年以上であり、かく除期間等の期間を有する者に対する障害共済金（新法第八十一条に規定する障害共済金）の額は、当該障害共済金の額から、その額（新法第八十三条第一款に規定する加給年金額を除き、国民年金法による障害基礎年金が支給される場合には障害基礎年金の額をえた額）を組合員期間で除して得た額の百分の四十五に相当する期間等の期間の月数（その月数が

において同じ。)の規定により算定した額若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の額を除く。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額。

—

ものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきことなる金額の十五倍に相当する金額(次項において「支給額」という。)を当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなる日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならない。

2 支給額に相当する金額の返還は、連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。(この場合においては、新法附則第十二条の十二第一項及び第三項の規定を準用する。)

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合は、新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

第十五条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額(同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く。)を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならない。

2 前項の支給額に相当する金額の返還は、連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第一項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

(公務等による障害共済年金に関する規定の適用)

第十六条 新法第四章第三節第三款中新法第八十九条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気によりかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

第十七条 新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の規定の適用)

(旧法の規定による障害年金の額の改定の特例)
第十九条 新法第八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、新法第八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「旧法別表第二」の上欄に掲げる障害の程度に応じてとする。

(旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置)

第二十条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合にはにおける当該遺族年金の失権については、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)以下「昭和六十年改正前の新法」という。(第九十一条第三号の規定の例による。)

第四章 特殊の資格を有する組合員の特例(退職後に増加恩給等の受給者となる者の特例)

第二十一条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。(退職後に増加恩給を受けなくなつた者の特例)

第二十二条 増加恩給を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加恩給を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第五章 再就職者に関する経過措置

(恩給公務員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に長期組合員となつた場合の取扱い)

号及び第九条を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に規定する移行組合員及び第五十条第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)について準用する。

二 更新組合員であった者で再び長期組合員となつたもの

三 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に長期組合員となつたものの(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受けられる権利を有する者で、第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第二号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、「同項ただし書の申出があった場合には、その申出をした日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第六条第三項中「第一項のただし書の申出がつた場合には、その申出をした日」と、「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項ただし書に規定する退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、「第七条第一項各号別記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第二十二条第一項各号に掲げる長期組合員となつた日前の次の期間(長期組合員となつた日の属する月を除く。)」と、「第八条中「施行日」とあるのは「第二十二条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、「第四十条第一項中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、「第一項第二号に掲げる者については、更に、第七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

四 前項に定めるものほか、第一項各号に掲げる者に対する同項において準用する第八条、第十四条その他のこの法律の規定又は新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。恩給公務員であつた者で施行日以後に長期組合員となつたものについて、第四条及び第五条の規定を適用しないものとした場合に恩給に係る在職年の年月数に通算されるべき期間があるときは、第七条第一項第一号又は第八条(これらの規定を第一項において準用する場合を含

5 第一項第一号に掲げる者に対する第十六条又は第十七条の規定の適用については、その者は、当該期間恩給公務員として在職したものとみなす。

第六章 恩給更新組合員に関する経過措置

(恩給更新組合員に関する一般的経過措置)

第二十三条 昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十一月一日に長期組合員となつたもの（以下「恩給更新組合員」という。）については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで及び第三十二条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第二条第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

（衛視等であつた期間の計算の特例）

第二十四条 恩給更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち同号中「恩給公務員期間のうち」とあるのは、「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」と、「半減」とあるのは、「半減し、又は十分の七に当たる年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、衛視等であつた期間に算入する。

（衛視等の退職共済年金等の受給資格に関する特例）

第二十五条 衛視等であつた期間が十五年（新法附則第十三条第二項第二号）から今までに掲げる者のについては、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）未満である恩給更新組合員で次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる文句は、それぞれ同表の下欄に掲げる文句に読み替えるものとする。

第一次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ昭和三十四年十月一日前の警察監察在職年の年月数と同日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるものイ昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者十二年

た後引き続いて海外にあつた未帰還者と認めた後引受けた者を含む)、当該外国政府等に勤務した後引き続いて地方の職員等となつた者で同様まで引き続き勤務していたもの、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」といふ。)となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後地方の職員等となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものの当該外国政府等に勤務していいた期間(当該未帰還者と認められた者については、同日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者と認められるものを含む)のうち恩給公務員期間、年金条例職員期間、地方の施行法第七条第一項第四号の期間その他政令で定める期間を除いた期間

に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六条第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）

前項に規定する長期組合員又は当該長期組合員であつた者が死亡したことにより遺族共済年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定により既に控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員の地方の施行法第四十五条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いについては、地方の施行法の規定の例による。

前各項に規定するものほか、地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

（警察職員であつた長期組合員の取扱い）

第三十二条 警察職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものとみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 地方の更新組合員（地方の施行法第三十六条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であつた警察職員であつた間、衛視等に対する第六章の規定の適用については、第二十五条第一号中「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第三十六条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日」とする。

（社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者の長期給付の取扱い）

第三十二条の二 地方分権の推進を図るための關係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号。以下この条において「地方分権推進整備法」という。）附則第一百五十八条第一項

の規定によりその長期給付（同項に規定する長期給付をいう。以下この条において同じ。）に係る地方職員共済組合の権利義務が連合会に承継された者のうち、当該長期給付の給付事由が地方分権推進整備法の施行前に生じた者に係る当該長期給付については、別段の定めがあるもの（ほか、なお前述の例により連合会が支給する。）のほか、な

二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号。以下「公務員等共済法」という。）公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第百五十五号。以下「公務員等施行法」という。）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。）及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十八年立法第百四十八号。以下「公立学校職員施行法」という。）をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員（公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）の規定の適用を受ける者を含む。）をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の施行日（以下「特別措置法の施行日」という。）の前日に沖縄の組合員であつた者（政令で定める者を除く。）で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退隠料、増加退隠料又は退隠料等 それぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又は第十四条に規定する退隠料、増加退隠料又は退隠料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員（これらの職員のうち政令で定める者を除く。）をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行日の前日に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

（特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱い）

第三十四条 沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として財務大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付についてのをいう。

二 旧公企体長期組合員 旧公企体共済法第三
条第一項に規定する共済組合の組合員のうち
旧公企体共済法の長期給付に関する規定の適
用を受ける者（昭和四十二年度以後における
公共企業体職員等共済組合法に規定する共済
組合が支給する年金の額の改定に関する法律
及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改
正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）
による改正前の公共企業体職員等共済組合法
第八十二条の二第二項の規定により旧公企
体長期組合員であつたものとみなされた者を含
む。）をいう。

三 移行組合員 昭和五十八年改正法の施行の
日（以下「移行日」という。）の前日に旧公
企体長期組合員であつた者で、移行日に長期
組合員となり、引き続き長期組合員であるも
のをいう。

四 移行更新組合員 移行組合員で移行日の前
日まで引き続き旧公企体共済法附則第四条第
二項に規定する更新組合員であつた者をい
う。

五 旧公企体組合員期間 旧公企体長期組合員
であつた期間（旧公企体共済法第十五条第一
項の規定により計算した期間とし、その期間
について旧公企体共済法第七十七条第二項及
び第四項の規定並びに旧公企体共済法附則第
五条、第六条の一第三項及び第七項、第七
条、第十七条の二、第二十四条第一項、第二
十五条第一項、第二十六条、第二十六条の
四、第二十六条の八第一項から第四項まで、
第二十七条並びに第二十七条の二の規定の適
用があつたときは、これらの規定の適用がな
かつたものとした場合の期間とする。）をい
(移行組合員に関する一般的経過措置)

六 旧公企体長期組合員に対する新法及びこの法
律の長期給付に関する規定の適用については、
別段の定めがあるもののほか、その者が旧公企
体長期組合員であつた間、長期組合員であつた
ものとみなす。

7 既に受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

8 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者はが遺族がすることができる。

9 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項
の申出をした遺族が遺族共済年金を受ける権利
につき、その引き続いている期間（移行日の
前に引き続いているものに限る。）内における

退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以
下この条において「退職等」という。）がある
場合において、次の各号の一に該当する事実が
あるときは、当該移行組合員に係る当該退職等
は、なかつたものとみなす。

一 当該退職等をした者につき当該退職等によ
り長期給付又は旧公企体共済法の規定による
長期給付（以下この条において「長期給付
等」という。）の給付事由が生じなかつたと
き。

二 当該退職等をした者が当該退職等により給
付事由が生じた長期給付等（当該退職等の後
に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給
付等を含む。以下この条において同じ。）の
支給を受けなかつたとき。

三 当該退職等により給付事由が生じた一時金
である長期給付等の支給を既に受けた者が、
その支給を受けた額を返還することを希望す
る旨を当該長期給付等の決定を行つた者に
移行日から六十日を経過する日以前に、申し
出たとき。

四 当該退職等により給付事由が生じた年金で
ある長期給付等の支給を既に受けた者が次条
第一項の申出を行わなかつたとき。

5 前項第三号の申出をした者が移行日以後にお
いて退職共済年金又は障害共済年金を受ける権
利を有することとなる場合における同号の返還
は、これらの年金の支給に際し、この項の規定
の適用がないとしたならば支給されることとな
るものとする。

6 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出
に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月
の翌月から移行日の属する月の前月までの期間
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

7 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

8 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

9 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項
の申出をした遺族が遺族共済年金を受ける権利
につき、その引き続いている期間（移行日の
前に引き続いているものに限る。）内における

退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以
下この条において「退職等」という。）がある
場合において、次の各号の一に該当する事実が
あるときは、当該移行組合員に係る当該退職等
は、なかつたものとみなす。

一 当該退職等をした者につき当該退職等によ
り長期給付又は旧公企体共済法の規定による
長期給付（以下この条において「長期給付
等」という。）の給付事由が生じなかつたと
き。

二 当該退職等をした者が当該退職等により給
付事由が生じた長期給付等（当該退職等の後
に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給
付等を含む。以下この条において同じ。）の
支給を受けなかつたとき。

三 当該退職等により給付事由が生じた一時金
である長期給付等の支給を既に受けた者が、
その支給を受けた額を返還することを希望す
る旨を当該長期給付等の決定を行つた者に
移行日から六十日を経過する日以前に、申し
出たとき。

四 当該退職等により給付事由が生じた年金で
ある長期給付等の支給を既に受けた者が次条
第一項の申出を行わなかつたとき。

5 前項第三号の申出をした者が移行日以後にお
いて退職共済年金又は障害共済年金を受ける権
利を有することとなる場合における同号の返還
は、これらの年金の支給に際し、この項の規定
の適用がないとしたならば支給されることとな
るものとする。

6 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出
に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月
の翌月から移行日の属する月の前月までの期間
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

7 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

8 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

9 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項
の申出をした遺族が遺族共済年金を受ける権利
につき、その引き続いている期間（移行日の
前に引き続いているものに限る。）内における

退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以
下この条において「退職等」という。）がある
場合において、次の各号の一に該当する事実が
あるときは、当該移行組合員に係る当該退職等
は、なかつたものとみなす。

一 当該退職等をした者につき当該退職等によ
り長期給付又は旧公企体共済法の規定による
長期給付（以下この条において「長期給付
等」という。）の給付事由が生じなかつたと
き。

二 当該退職等をした者が当該退職等により給
付事由が生じた長期給付等（当該退職等の後
に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給
付等を含む。以下この条において同じ。）の
支給を受けなかつたとき。

三 当該退職等により給付事由が生じた一時金
である長期給付等の支給を既に受けた者が、
その支給を受けた額を返還することを希望す
る旨を当該長期給付等の決定を行つた者に
移行日から六十日を経過する日以前に、申し
出たとき。

四 当該退職等により給付事由が生じた年金で
ある長期給付等の支給を既に受けた者が次条
第一項の申出を行わなかつたとき。

5 前項第三号の申出をした者が移行日以後にお
いて退職共済年金又は障害共済年金を受ける権
利を有することとなる場合における同号の返還
は、これらの年金の支給に際し、この項の規定
の適用がないとしたならば支給されることとな
るものとする。

6 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出
に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月
の翌月から移行日の属する月の前月までの期間
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

7 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

8 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を
受けた者が同号の申出をその期限前行
に応じ、複利計算の方法によるものとし、その
利率は、政令で定める。

9 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項
の申出をした遺族が遺族共済年金を受ける権利
につき、その引き続いている期間（移行日の
前に引き続いているものに限る。）内における

る改正規定並びに同法附則第十四条及び附則第二十条第一項第一号の改正規定、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号イから三までの改正規定 昭和三十五年七月一日
一条 改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十七条第三項及び第四条第一項第一号の改正規定、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号イから三までの改正規定 昭和三十五年七月一日
二 第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号イから三までの改正規定 昭和三十五年七月一日
三条 改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十七条第三項及び

法第七十九条第四項、第八十四条第三項若しくは第八十七条第一項又は改正後の施行法第八十二条、第二項、第十一條第二項、第十二条、第二十二条第二項、第二十六条第二項若しくは第三十二条の二（これらの規定を同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同様第三項若しくは第四項の規定の適用を受けるとなるものがあるときは、当該給付の支拂いは、改正後の法又は改正後の施行法の規定について支給する給付の内払とみなす。

昭和三十四年一月一日からこの法律の公布日の前日までの間ににおいて給付事由が生じたてある給付又は改正前の施行法の規定による年金は、第三項又は改正後の施行法第十三条第二項、第二十四条若しくは第三十三条（これら規定を改正後の施行法第四十一条第一項における

下この条において「消防職員」という。)は、昭和三十四年十月一日において、当該消防職員が属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。

前項の規定により市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となつた者に付する市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法(大正十一年法律第七十七号)の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十条第一項第一号に掲げる組合(以下この条において「警察共済組合」という。)の組合員であつた期間、市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者であつたものとみなし、そのなつた際現に改正前の去による定期給付を受けている場合は、当該

る者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講じなければならない。

(重複期間に対する一時金に関する経過措置)

第七条 この法律の公布の日前において改正前の施行法第三十六条规定第一号の規定に該当する更新組合員に対する改正後の施行法第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第一百六十三号)」の公布の日から」とす

規定を自己の行為の施行後第一回の定期会議に於ける議決の上、(一)はおて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ることとなるものの同日の属する月分までとて支給すべき金額については、これらの規定かかわらず、なお従前の例による。
(任命について国会の同意を要する職員等に関する経過措置)

該給付は、市町村職員共済組合又は健康保険組合のこれに相当する給付として受けたものとみなし、その者が組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

第八条（恩給受給権の放棄に関する経過措置）昭和三十三年十二月三十一日において恩給公務員でなかつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者に対する改正後の施行法第五条第二項ただし書又は第四十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「施行日から」

第四条 昭和三十四年九月三十日において改正の施行法第二条第一項第四号に規定する恩給務員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、その者が同日以後引き継ぎ当該員である間、改正後の施行法第四条の規定は適用ある。

3 第一項の規定により消防職員がその組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、政令で定めるところにより、その者に係る権利義務を警察共済組合から承継するものとする。

4 消防職員で改正前の法の長期給付に関する規定による相

あるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六百六十三号）」の公布の日から」とする。
(除算された実在職年の算入に伴う措置)
第九条 更新組合員（改正後の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）又は

2 適用しない。
昭和三十四年九月三十日において改正前のもの
行法第二条第一項第六号に規定する長期組合後
であつた職員で同一日ににおいて改正後
法第七十二条第二項の規定に該当するものに
ては、同項の規定にかかわらず、その者が

定の適用を受けていたものに対しては同法施行第二十条第一項第一号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したによる長期給付金は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する全額を、改令で定めるところにより、その者が組合員の資格を喪失したことによる長期給付金の支給を停止する。

は同法第四十一条第一項各号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げられたる者が昭和三十五年六月三十日以前に退職され又は死亡した場合において、在職の計算につき恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律五百五十五号）。以下「法律五百五十五号」。

第五条 昭和三十四年九月三十日において改正並の施行法第四十七條又は第四十八條の規定による長期組合員である地方職員の取扱いについては、なお従前の例による。

(消防職員に関する経過措置)

するところとなつた市町村職員共済組合(後の老病年金組合)が市町村職員共済組合法附則第二十一項(後段に規定する市町村又は都に属するときは、当該市町村又は都とする。)に引き継がなければならぬ。ない。
前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間は、市町村職員共済組合法に規定する退職給付、障害給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間と通算する。

間町長市に右
2 いわゆる「附則第二十四条第一項の規定を適用しないとしたならば、改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定により、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十五年五月分から、これらの規定により、その者又はその遺族に、退職年金又は遺族年金を支給する。法律第一百五十五号附則第二十四条第一項又は同法附則第二十四条の二第一項ただし書若しくは第二項の規定を適用させて充たし、正義

第六条 改正前の海防費第二十一条第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したもの(以

6 は通算する。
市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都は、第四項前段に規定す

に第一項の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする退職年金、障害年金又は遺族年金を受ける者については、昭和三十五年七月分

条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の申出を行なつた者で同日まで引き続き組合員であるものについては、同法第百二十五条第二項の規定は、なおその効力を有する。

前項に規定する者が、施行日から六十日以内に、改正後の法第三十八条第二項及び第三項の規定を適用することを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第一百二十五条第二項の規定にかかるわらず、その適用をするものとする。

前項の申出を行なつた者で、昭和三十四年一月一日(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)以下「施行法」という。)第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員であつては、昭和三十四年十月一日(以下第五項において同じ。)から施行日の前日までの期間(組合員であつた期間に限る。)内に次に掲げる給付を受けているものに対し改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を支給するときは、その者が当該期間内に受けた当該給付の額(既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額。以下「普通恩給等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、それを控除する。

恩給に関する法令の規定による普通恩給(増加恩給と併給される普通恩給を除く。)又はこれに相当する施行法第五十一条の二第一項に規定する退職年金条例の規定による給付(これら給付を受ける権利につき同法第五条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。)

二 施行法第七条第一項第二号に規定する旧法等の規定による退職年金又はこれに相当する施行法第五十一条の二第一項に規定する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付

三 改正前の法若しくは施行法の規定による退職年金若しくは減額退職年金又はこれらに相当する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の規定による退職年金を支給するときは、普通恩給等受給額の二倍

前項に規定する者が死亡したことにより遺族給付

分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

前項の規定は、施行日において現に改正後第三項の規定は、施行日において現に改正後に定める組合員(これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。)について準用する。

この場合において、第二項中「改正後の法第三十八条第二項及び第三項の規定を適用する」とあるのは、「改正後の法第三十八条第二項及び第三項の規定を適用すること又は昭和三十四年一月一日の前日までに退職年金又は遺族年金を受ける組合員(これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。)について準用する。

五 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

六 第二項各号に掲げる者については、適用しない。

第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)以下この条及び次条において「法」という。)若しくは改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)の規定による退職一時金、障害時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

第三条 更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、その在職年又は組合員期間の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたらば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

四 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する更新組合員(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を含む。)が

五 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十

四条第五項及び第六項並びに改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

四条の四 第二項各号に掲げる者については、適用しない。

第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)以下この条及び次条において「法」という。)若しくは改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)の規定による退職一時金、障害時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

第三条 更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、その在職年又は組合員期間の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたらば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

四 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十

四条第五項及び第六項並びに改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

五 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除む。)に規定する更新組合員(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を含む。)が

六 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十年法律第八十二号による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

七 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十

四条第五項及び第六項並びに改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

八 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

九 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

十 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

十一 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

十二 第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項各号に掲げる者を除く。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金

定により、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等の組合員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十条の二及び改正後の施行法の規定を適用するときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和三十九年十月分から、当該年金の額を改定する。

条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。又はその遺族である場合は、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかるわらず同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（新法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。（琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置）

第四条 前条の規定は、更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四

十二年法律第八十三条第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）第十条の二及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額を改定すべきこととなるときについて準用する。（恩給公務員期間を有する者等の年金の額の引上げに伴う経過措置）

第八条 附則第六条の規定による改正後の施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条、第三十二条の二第二項、第三十三条（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び別表の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、障害年金及び遺族年金についても、同年十月分以後適用する。

改定後の施行法第十五条（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による改定前の退職年金について附則第六条の規定による改定前の退職年金について附則第六条の規定による改定前の施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。（増加恩給等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置）

第九条 この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等（更新組合員等であつ

た者を含む。次条第八項を除き、以下同じ。）又はその遺族が、改正後の施行法第二十条又は第二十七条（これらの規定を同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。次条第三項及び第四項において同条第一項第一号の規定による障害年金に関する規定又は新法第八十八条第一項第一号の規定による障害年金に関する規定の適用を受けることとなるとき（次条第三項の規定による障害年金に関する規定又は新法第八十八条第一項第一号の規定による障害年金に関する規定の適用を受けることを除く。）は、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による障害年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これら者の障害年金若しくは遺族年金を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。施行法第四十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の申出があつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を障害年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この規定による障害年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとすることができる。

第三条 前二項の規定による申出は、改正後の施行法第二十条及び第二十七条の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第二項の規定による申出とみなす。

第四条 第一項に規定する者（この法律の公布の日前に退職した者を除く。）が組合員である間に死亡した場合には、その者の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けることとなる者は、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該扶助料を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合においては、当該扶助料を受ける権利は、当該死亡した者は、改正後の施行法第二十七条の規定の適用については、増加恩給等を受ける権利を有していた者で同法第四十条第二項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による障害年金又は遺族年金を支給する場合においては、その者が昭和三十四年一月一日（施行法第四十一条、第二項、第四項又は第五項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による障害年金又は遺族年金を支給する場合においては、その者が昭和三十四年一月一日（施行法第四十一条第一項に規定する恩給更新組合員については、同年十月一日）以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給の支給を受けていたときは、当該増加恩給の額の総額に相当する額に達するまで、当該障害年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

第五条 前条及びこの条に規定するもののほか、増加扶助料を受けている者は、同日から六十日を経過する日以前に、当該扶助料を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出しができる。この場合においては、当該扶助料を受ける権利は、この法律の公布の日前において消滅したものとみなす。

第六条 公務傷病により死亡した更新組合員等につきは、当該金額とする。この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族に係る長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条の改正規

以下の項において「改正後の法律第百五十五号」という。附則第四十一条から第四十三条の二までの規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)若しくは更新組合員であつた者はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七条第一項第六号又は第九条第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九条(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(同法第七条第一項第六号又は第九条第四号若しくは第五号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五百五十五号附則第四十二条から第四十三条の二まで及び改正後の施行法の規定にかかる改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二条から第四十三条の二まで及び改正前の施行法の規定によるものとする。

前項の規定の適用に關し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年十月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年十月分以後適用する。

1 (施行期日)
1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。
(旧日本医療団職員期間等のある者に関する経過措置)
この法律の施行の際、現に国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第二条の規定による改正前の施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第九条第二号又は第三号の期間(同法第五十二条の二第四項第一号又は第二号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十一条及び第四十二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)若しくは更新組合員であつた者はこれらの者のうち、昭和四十七年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年十月分以後適用する。

2 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金(次項に規定する遺族年金を除く。)について改正後の施行法第三十三条の規定を適用する場合には、同年十月分から同年十二月分までの年金については、同条中「二十四万円」とあるのは、「二十二万七千六百七十円」とする。

3 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金で、その年金額の算定の基礎となつた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。)第二条第二項に規定する俸給年額が二十八万三千三百円に満たないものについて改正後の施行法第三十三条の規定を適用する場合には、同年十二月分までの年金については、「二十二万七千六百七十円」に、その年金額の算定の基礎となつた俸給年額の二十八万三千三百円に対する割合を乗じて得た額」と、昭和四十八年一月分以後適用する。この場合において、同年一月分以後適用する。この場合において、同年一月分から同年九月分までの障害年金について同表の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは、「五一〇、〇〇〇円」とあるのは、「一二四一、〇〇〇円」とあるのは、「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは、「三六六、〇〇〇円」と、「二四〇、〇〇〇円」とあるのは、「一二四一、〇〇〇円」とする。

4 第二項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受けれる者が六十五歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書及び前項の規定を準用する。

第五条 組合員又は更新組合員等がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十一条及び第四十二条の二

並びに第二条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定にかかる規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条及び第四十二条の二並びに改正前の施行法の規定によるものとする。

前項の規定の適用に關し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年十月分以後適用する。

2 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金(次項に規定する遺族年金を除く。)について改正後の施行法第三十三条の規定を適用する場合には、同年十月分から同年十二月分までの年金については、同条中「二十四万円」とあるのは、「二十二万七千六百七十円」とする。

3 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金で、その年金額の算定の基礎となつた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。)第二条第二項に規定する俸給年額が二十八万三千三百円に満たないものについて改正後の施行法第三十三条の規定を適用する場合には、同年十月分までの年金については、「二十二万七千六百七十円」に、その年金額の算定の基礎となつた俸給年額の二十八万三千三百円に対する割合を乗じて得た額」と、昭和四十八年一月分以後適用する。この場合において、同年十二月分までの年金については、「二十二万七千六百七十円」に、その年金額の算定の基礎となつた俸給年額の二十八万三千三百円に対する割合を乗じて得た額」とする。

4 第二項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受けれる者が六十五歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書及び前項の規定を準用する。

(長期在職者の退職年金等の額の最低保障)

第四条 組合員又は更新組合員等がこの法律の施

行の日(以下「施行日」という。)以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が

当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の

間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額

とする。ただし、これらの年金のうち退職年金

及び遺族年金については、これらの年金の額の

計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職

期間が当該退職年金を受ける最短年金年限

(組合員である間に死亡したことにより給付事

由が生じた遺族年金については、十年)に満た

ない場合は、この限りでない。

2 新法の規定による退職年金又は障害年金

由が生じた遺族年金については、十年)に満た

ない場合は、この限りでない。

3 新法の規定による退職年金又は障害年金

由が生じた遺族年金については、十年)に満た

ない場合は、この限りでない。

4 第二項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受けれる者が六十五歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書及び前項の規定を準用する。

の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年八月三十一日において改正前の施行法第九条第四号（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金（同法第九条第四号の規定において同じ。）の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九条（同法第四百五十五号附則第四十二条及び改正後の施行法の規定にかかるわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二条及び改正前の施行法の規定によるものとする。）の規定による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 三十二万九千六百円

ハ イ及びロ以外の年金 八万四百円

前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る）が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(政令への委任)
第十一條 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、附則第七条に規定する更新組合員若し
くは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺
族が同条の申出をした場合におけるこれらの者
に係る長期給付に関する経過措置その他この法
律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し
て必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和五〇年一月二〇日法律第二〇〇号）
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五〇年一月二〇日法律第二九号）
抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第七条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

(準公務員期間のある者に関する経過措置)
第四条 昭和五十年八月一日において現在に国家公務員共済組合会員の長期合計二回超する勤行日(以下「二回超勤行日」)を有する者は、(略)

新員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法（大正十二年

法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第九条第一号の期間で恩給法等の一部を改正する

法律（昭和五十年法律第七十号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十四条の二の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるも

のは「四十七万四千円」と、別表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、一二四、〇〇〇円」と、「八五四、〇〇〇円」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

第七条 (長期在職者等の退職年金等の最低保障)
組合員又は施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項

各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む)が昭和五年八月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十五万円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額とする。

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十五万円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 改正後の法の規定による遺族年金から今までに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから今までに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 五千元

4 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

5 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合におけるこれらの者が同条の申出をした場合におけるこれらの者の規定を準用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第四条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であった者又はこれらの者の遺族は

附 則（昭和五年六月三日法律第五二
施行期日）
第一項 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
一 略
二 第二条中国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第七十九条の二第三項第一号、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項及び第一項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項、附則第十三条の七第一項及び別表第三の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法第十二条の二第一項、第十三条第二項及び第三十二条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十五条の三第二項、第四十七条の二並びに第四十八条の二の改正規定並びに附則第二条の規定 昭和五十一年八月一日
三 第二条中国家公務員共済組合法目次、第二条、第十九条第二項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十五条、第七十二条第一項、第七十四条、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法目次及び第四十一条第三項の改正規定、第四十一条の三の次に一条を加える改正規定、第四十八条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条から附則第五条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十六条第二項ただし書、第七十七条の二、第八十条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一項、第八十八条の五、附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項並びに附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十一条の二第一項、第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四、第四十五条の三第二項、第四十七条の二及び第四十八条の四、第八十八条の五、附則第十三条の二第三項並びに第四十五条第二項及び第三项の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第十一条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。（長期在職者等の退職年金等の最低保障）

第十二条 組合員又は国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。）で次の各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これららの年金の額は、当該各号に掲げる額とす

一 法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金 五十五万円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

二 法の規定による障害年金

一 法の規定による障害年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

三 法の規定による遺族年金

一 法の規定による遺族年金（法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受けける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十七万五千円

妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 一万七千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、前項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて、政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

3 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

5 第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。
（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に伴う長期給付に関する

る措置等に關して必要な事項は、政令で定め
る。

附 則 (昭和五二年六月七日法律第六四
号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第三条中国家公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法第七条第一項第六号、第九条
付に関する施行法第七条第一項第五号の改正
第三号及び第五十二条の二第四項第五号の改正
規定は、昭和五十二年八月一日から施行する。
規定は、昭和五十二年八月一日から施行する。
第二条 附則第六条の規定は、昭和五十二年四月一日
から適用する。
(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の
最低保障等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員
共済組合法の長期給付に関する施行法(以下
「改正後の施行法」という。)第三十三条及び別
表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族
年金及び障害年金についても、昭和五十二年四
月分以後適用する。

昭和五十二年六月三十日以前に給付事由が生
じた遺族年金又は障害年金について改正後の施
行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合
には、同年四月分から同年七月分までの年金に
ついては、同条中「七十二万円」とあり、及び
「七十三万一千円」とあるのは「六十三万九千
七百円」と、「七十五万六千円」とあるのは
「六十六万三千七百円」と、「六十九万六千円」
とあるのは「六十万三千七百円」と、同表中
「一、四八五、四〇〇円」とあるのは「一、三
六五、四〇〇円」と、「一、六二八、四〇〇円」
とあるのは「一、五一八、四〇〇円」と、「一、
〇八五、四〇〇円」とあるのは「一、〇〇五、
四〇〇円」とする。
(厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員
等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第四十九条の二の規定
は、施行日前に給付事由が生じた年金たる長期
給付についても、昭和五十二年四月分以後適用
する。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期
給付に関する施行法(以下「施行法」という。)
第二条第一項第七号に規定する更新組合員(施
行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行
法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員
を含む。)が昭和五十二年四月一日以後に退職

し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの中金とみなされる年金を含む。以下同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき改正後の法第八十八条第五（施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により計算されるべき額に相当する額を控除した額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下この号において「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上とのものに係る年金 四十四万五千八百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円

二 改正後の法の規定による障害年金次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達していないものに係る年金 四十四万五千八百円

一 法の規定による障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万円

三 法の規定による遺族年金（法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項及び第八項において同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円

二 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

1 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

2 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

3 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

4 法の規定による遺族年金で昭和五十三年四月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

6 法の規定による退職年金又は障害年金で昭和五十三年四月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。

7 昭和五十三年四月一日以後に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額（法第八十八条の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分（同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

二 六十年代以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円	三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの十八万円	一 一　遺族である子が一人以上いる場合　四万八千円 二　遺族である子が二人以上いる場合　七万二千円	三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円	四 法の規定による遺族年金で昭和五十三年四月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。	五 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。（政令への委任）	六 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職した期間において「実在職の期間」という。が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十万円
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。	一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十万円	二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万円	三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの十八万円	四 法の規定による遺族年金で昭和五十三年四月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。	五 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。（政令への委任）	六 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職した期間において「実在職の期間」という。が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十万円
第十条 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十一 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十二 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十三 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十四 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十五 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。	十六 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者は又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）第一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十一、第

施行法別表第一備考四の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日前に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつた者に

の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまで

ハ 口による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十八万九百円

八 間、二十六年六月
六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの十八万七千三百円

二 期間が九年未満のもの 十八万七千三百円
遺族である子を有しない六十歳未満の妻
又は六十歳未満の子若しくは孫が受けける年

二
道筋であることを有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十二万三千五百円

金で実在職の期間が退職年金の最短年金限に達しているもの 三十二万三千五百円 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受けける年

ホ
遺族である子を有しない六十歳未満の妻
又は六十歳未満の子若しくは孫が受けける年
金で実在職の期間が九年以上のもの(二に
掲げる手金を除く)及び六十歳未満の者

金で実在職の期間が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が長戦半金の最短年金年限に達

(妻・子及び孫を除く)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの二十四万二千七百円

しているもの二十四万二千七百円
へ イからホまでに掲げる年金以外の年金
十六万九千八百円

十六万三千八百円

受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、

に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者

該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第十八号）による扶助料、法による改正前の国家

十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金である給付の

号)による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限り

該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円
千円

三十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円

一日から同年十一月三十日までの間に給付事由
が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に
六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻

三 改正後の年金額改定法第一条の十二の二 第七項及び第八項の規定、改正後の施行法第十五条及び第六項の規定、第三十一条第三項及び第五項並びに第四十五条第七項の規定並びに附則第十六条第二項及び第二十二条の規定 昭和五十四年十月一日（退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置）

第十七条 改正後の施行法第十三条の二、第二十一条の二及び第四十五条の三の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

三
ハ　六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上
のものに係る年金（イに掲げる年金を除く）及び
六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の
最短年金年限に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二
二万三千五百円

ハ　法の規定による遺族年金（法第九十二条の
二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第

に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、
当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当
該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者
の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四
十八号）による扶助料、法による改正前の國家
公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九
号）による遺族年金その他の年金である給付の
支給を受ける場合であつて政令で定める場合に
該当するときは、その該当する間は、この限り
でない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二
千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する
場合を除く。） 三万六千円

法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月

法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻

第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九条第六号の改正規定 昭和五一年一月一日

第一項の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金額の改定に関する法律第一条の七第二項、第三条の十三第一項から第五項まで、第十二項

昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は障害年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には 同年四月分及び同年五月分の年金については 同条第一項中「一百十三万四千円」とあるのは「百二万五千円」(当該遺族年金を受けた遺族にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当する

八条の五第一項、第八十八条の六、第一百条第三項及び附則第十三条の七第一項の規定並びに第十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定

(旧特別調達庁)の職員期間のある者に関する経過措置)は「十八万円」とする。

第十七条 昭和五十六年十月一日において現に国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この条において「施行法」という。)第二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給(恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有しきが、施行法第七条第一項第三号若しくは第五号の期間又は施行法第九条第一号の期間で恩給等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律

の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条の二、第二十四条の二第一項、第三十三

三四、〇〇〇円」と「一、一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇一一、〇〇〇円」と「一、四六四、〇〇〇円」とあるのは「一、三八四、〇〇〇円」とする。
(政令への委任)

昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の一の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六

(長期在職者の未賃金の額の最低保障等に関する経過措置)

八八号抄
（施行期日等）

昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は

合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百

3 (退職年金等の額に関する経過措置)
改正後の法の規定(改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く)及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

第五条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給

附 則（昭和五六年五月三〇日法律第五号）抄
（施行期日等）

附
見

昭和五六年五月三十日法律第五

〔昭和六年五月三〇日法律第五〕

昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者（統合法附則第二条の規定による廃止前の昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合方に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号。以下「旧公企体年金額改定法」という。）第三条の十五第三項に規定する俸給調整適用者に限って準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおいて同じ。に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した額を加えた額

イ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一項から第三項までの規定により改定されたる年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされた額にその額が第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く。）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額（減額退職年金にあつては同号に定める金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額）と金額とし、遺族年金にあつては同号に定める金額の百分の五十に相当する金額とす。以下この条において同じ。）を控除した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。）当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。イ及びロにおける同じ。）に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を加えた額イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第七十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く。）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した額ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した額

年額を同項に規定する俸給年額とみなし、
旧公企体共済法の規定（附則第六条の三の
規定を除く。）の例により算定した金額か
ら、その金額に係る旧公企体共済法附則第
十四条の三第一項第一号に定める金額を控
除了した金額

口 当該年金の額からその額に係る旧公企体
共済法附則第十四条の三第一項第一号に定
める金額を控除した金額

前項第一号又は第二号の規定の適用がある場
合においては、改正後の年金額改定法第十条の
八第一項第一号中「統合法附則の規定」とある
のは「統合法附則の規定及び昭和四十二年度以
後における国家公務員等共済組合等からの年金
の額の改定に関する法律等の一部を改正する法
律附則第四条第一項第一号又は第二号の規定」
として、同項の規定を適用する。

3 統合法附則第六条第二項の規定によりなお從
前の例によることとされる旧公企体共済法附則
第六条の八の規定は、改正後の施行法第十三条の
二及び第二十四条の二の規定と同様に改正さ
れたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前
に給付事由が生じた給付の同年三月分の額につ
いて適用されるものとする。

4 第一項の規定は、国家公務員等共済組合法附
則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合
が支給する年金については、適用しない。
(費用の負担)

第六条 改正後の年金額改定法第十七条第四号の
規定は、前二条の規定の適用により増加する長期
給付に要する費用の負担について準用する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、长期給付に関する経過措置その他この法
律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第三四
号) (施行期日) (抄 一号)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施
行する。
(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四
号) (施行期日)

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百三十条第三項の規定及び第三条の規定による改正後の法の施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）
第三条 改正後の施行法の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。
昭和六年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第二号の規定による年金について、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十万五千円」と、「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。
(昭和五十八年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例)
第四条 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十五条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）をした者（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二年法律第八十二号）第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。）に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二

二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行年金額改定法（以下この条において「移行年金」という。）の額（第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第十条の十の規定の適用があった場合には、同条による改定後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となっていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にそとの額が改正後の年金額改定法別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額とし、五十五円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。）に満たないときは、統合法附則の規定にかかるらず、昭和六十年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

（政令への委任）

第二条 前三条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号）抄
(施行期日)
(用語の定義)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

二 旧共済法 第一条の規定による改正前の國家公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四 旧施行法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それぞれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算退職年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 削除

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それぞれ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十八号。以下附則第六十一条までにおいて「共済法」という。）の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

二 施行日前の組合員である間の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

（施行日前に退職した者に対する共済法の長期給付に関する規定の適用関係）

第五条 共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは清算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生れたもの（施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く。）であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であった期間を有しない者ではあるときは、この限りでない。

2 共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に共済法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 共済法及び施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

（旧公企体組合員期間を有する者の取扱い等）

第六条 共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員（施行法第四十一条第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）であつた者（移行組合員等（施行法第四十条第三号に規定する移行組合員、施行法第四十三条の規定により当該移行組合員とみなされた者及び施行法第四十四条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）についても、適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が旧公企

体長期組合員である間の傷病により、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。
第三項の規定により旧公企体長期組合員であつた者に対し共済法及び施行法の規定を適用する場合においては、その者が旧公企体長期組合員であつた間組合員であつたものと、その者の旧公企体組合員期間（施行法第四十条第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ。）を組合員期間とみなすほか、施行法第四十五条及び第四十七条の規定の例による。

前各項に定めるもののほか、旧公企体長期組合員であつた者又はその遺族に対し共済法及び施行法の規定を適用する場合において必要な技術的読替えその他の旧公企体長期組合員であつた者に対する共済法及び施行法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
(退職共済年金の額の経過的加算)

第十六条 退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生れたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るもの及び第七十八条第一項の規定により算定した金額を除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を計算した金額とする。

一千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額イ組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他の政令で定める期間に係るもの)の月数

口 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数附則別表第二の第一欄に掲げる者(施行日に六十歳以上である者等を除く)に対する前項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、これら規定中「とする。」とあるのは、「とする。」に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二条第十四号に規定する控除期間並びに施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間(以下「控除期間等の期間」という。)を有する更新組合員等(施行法第二条第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)である場合における施行法第十一条第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律五百五号)附則第十六条第一項又は第四項の規定による加算額を除く」とする。

退職共済年金の支給を受ける者が施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間(以下「控除期間等の期間」という。)を有する更新組合員等(施行法第二条第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定めた期間に係る組合員の月数とする。)に相当する組合員の規定により算定した当該組合員の月数は、二百四十月未満であるときは、三千五十三円とする。

八 特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第四項の規定の適用については、退職共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定とあるのは、「千六百一十八円」す。

六 第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定により算定した当該組合員の月数は、二百四十月であるものとみなす。

七 退職共済年金の支給を受ける者が施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間(以下「控除期間等の期間」という。)を有する更新組合員等(施行法第二条第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定めた期間に係る組合員の月数とする。)に相当する組合員の規定により算定した当該組合員の月数は、三百六十月であるものとみなす。

九 正法附則第十六条第一項又は第四項の規定による加算額を除くとする。

第一項の規定により退職共済年金の額が算定されている者については、共済法第七十八条の二第四項中「金額に」とあるのは、「金額に國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律五百五号)附則第十六条第一項の規定により加算されることとなる金額を計算した金額に」とする。

二 第百十九条に規定する船員組合員及び第十七条第一項の規定により算定した金額は、施行日に六十歳以上である者等に係る共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額の算定については、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、三千五十三円に改定率を乗

じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)に組合員期間の月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月を乗じて得た金額を加算した金額とする。

三 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、三千五十三円とする。

四 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

五 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

六 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

七 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

八 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

九 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

三 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

四 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

五 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

六 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

七 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

八 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

九 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

三 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

四 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

五 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

六 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

七 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

八 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

九 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

三 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

四 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

五 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

六 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

七 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

八 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

九 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

三 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

四 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

五 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

六 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

七 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

八 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

九 第二項の規定の適用に對する組合員の月数が一百四十月未満であるときは、一千六百一十八円とする。

金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。
 3 前項の場合において、遺族年金の支給を受けた者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。
 (追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)
第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という)を控除した金額とする。
 2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前の退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。
 3 前項の場合において、これらの規定による退職年金又は減額退職年金の額とすらもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む)若しくは第六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む)又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかる限り、その規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものと追加費用対象期間間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とす

る。
 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項に定めるものほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除調整下限額」という)が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定により算定した額とし、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
 7 前各項に定めるものほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定により算定した額から、追加費用対象期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。
 (追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。
 2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前の退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。
 3 前項の場合において、これらの規定による退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないとときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む)若しくは第六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む)又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十八条 附則第三十五条から前条までの規定は、旧施行法第四十九条第三項の規定により支給される年金については、適用しない。
 (琉球政府等の職員であつた者の退職年金等の額の特例)

第五十九条 旧施行法第五十一条の九第一項に規定する復帰更新組合員であつた者(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十八条第一号に規定する琉球政府等の職員であつた者に限る)に係る旧共済法による年金の額の改定に関する特例その他の施行法第三十三条第六号に規定する琉球政府等の職員であつた者に係るこの附則の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(移行組合員等に関する退職年金等の特例)

第六十条 移行組合員等で旧施行法第五十一条の十三第一項第一号の申出をした者が受けた権利を有する旧共済法による年金のうち当該申出に係るもので施行日の前日において現に支給されていた年金については、附則第三十六条、第三十九条及び第四十四条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する年金の受給権者が組合員であるときは、その者は共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるものとみなし、その者の同項に規定する所得金額に応じ、附則第四十五条の規定の例により、その額の一部の支給を停止する。

(退職一時金等の返還)

第六十二条 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの中の年金の額の算定の基礎となる額を組合員期間の年数で除して得た額の百

分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。
 2 追加費用対象期間を有する者(遺族に対するものに限る)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる額を基礎とする政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
 3 前各項に定めるものほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(以下この条において「支給額等」という)を用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めた規定期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額(以下この条において「支給額等」という)を用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額を基础とする政令で定めるものの額の総額を加えた額とし、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めた規定期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
 4 第一項に規定する一時金は、同項に規定する一時金である給付を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
 5 第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数(その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月)を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条 退職年金（減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者が一時恩給（新施行法第二条第八号に規定する一時恩給をいう。以下この条において同じ。）を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員（新施行法第二条第四号に規定する恩給公務員をいう。以下同じ。）となつた更新組合員等又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員等となつた者であるときは、これらの年金の受給権者は、それぞれ旧施行法第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定（これららの規定に相当する旧公企体共済法の規定を含む。）を適用しないものとした場合又は更新組合員等である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法（大正十二年法律第四四八号）第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきことなる金額の十五倍に相当する金額を、これらの年金を支給する連合会等に返還しなければならない。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

3 前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき旧法等（施行法第二条第二号の二に規定する旧法等をいう。）の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合について準用する。

（旧公済法による長期給付に要する費用の負担）

第六十四条 旧公済法による年金（施行日以後に支給される旧公済法又は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。）の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、施行法第

三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用に五十四条の規定による費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国等が負担する。

五 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。
(国等が負担する費用の負担の調整に関する経過措置)

第六十五条 昭和六十一年度以後において、国又は日本国有鉄道が、新共済法第九十九条第三項(第一号を除く。)の規定並びに附則第三十一条第一項及び前条第一項の規定による負担をする場合においては、附則第八十六条の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条の規定の適用については、同条中「これららの規定」とあるのは、「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項(第一号を除く。)並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第三十一条第一項及び第六十四条第一項の規定」と、「公共企業体」とあるのは「日本国有鉄道」とし、たゞ本事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)附則第十五条の規定の適用については、同条第一項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項(第一号を除く。)並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第三十一条第一項及び第六十四条第一項」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とし、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組

附則第五 (附則第三十五条, 附則第五十七条)	第六十六条 附則第三条から前条までに定めるもの
関係)	のほか、旧共済法による年金の受給権者に対する経過措置並びに共済法、施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
五条」とする。	項目中「第三十五条第二項」とあるのは、「第三十
(政令への委任)	二条第一項第一号に規定する職員に相当する者として国鉄共済組合(改正前の共済法附則第十九条の三第二項に規定する國鉄共済組合をい
う。次条から附則第十六条の二まで及び附則第	二条第一項第一号に規定する職員に相当する者を除く)のうち第八十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十七条までにおいて「改正前の共済法」という)第十二条第一項第一号に規定する職員に相当する者を
第一条 (施行期日)	昭和五年四月一日以前に生まれた者
三号) 抄	昭和五年四月二日から昭和六年四月一
附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九	昭和五年四月二日から昭和七年四月一
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。	昭和六年四月二日から昭和八年四月一
(国家公務員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)	昭和七年四月二日から昭和九年四月一
第十四条 改革法第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人に使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く)のうち第八十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十七条までにおいて「改正前の共済法」という)第十二条第一項第一号に規定する職員に相当する者として国鉄共済組合(改正前の共済法附則第十九条の三第二項に規定する國鉄共済組合をい	昭和八年四月二日から昭和十年四月一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	昭和十二年四月二日以後に生まれた者

第十六条 改正後の共済法第九十九条及び第一百一十五条の規定並びに第九十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正後の昭和六十年法律第百五号」という。）附則第三十一条及び第六十四条の規定は、昭和六十二年度以後における日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用について適用し、同年度前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び第九十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために要する費用について適用し、同年度前において国鉄共済組合法等の一部を改正する法律（次条及び附則第十七条において「改正前の昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が負担金額と、同年度以後における日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項並びに改正後の昭和六十年法律第百五号附則第三十一條第一項及び第六十四条第一項の規定により国が負担すべき額との調整に関する必要な事項は、政令で定める。

2 第九十六条の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために要する費用について適用し、同年度前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が政令で定めるところにより負担すべきであつた負担金の額と、同年度以前においてこれらの費用として日本国有鉄道が負担した負担金の額との差額に相当する費用（前条第一項の規定による調整の対象となる金額に係るものと除く。）として政令で定める金額に大藏大臣が定めるとより算定した該金額が支払われるまでの間の利子に相

（施行期日）	
第一条	この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定	公布の日
附 则（平成二四年一月二六日法律第二百八号）抄	（施行期日）
附 则（平成二十六年四月一八日法律第二百九号）抄	（施行期日）
附 则（平成二八年一月二十四日法律第二百四号）抄	（施行期日）
附 则（平成二八年一一月二六日法律第二百四号）抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日	（施行期日）
別表（第八条、第九条、第二十五条関係）	（施行期日）
新法第七十一条の各号に掲げる者の第一号区分に応じ、それぞれ当該各号	（施行期日）
七条第二項 組合員期間が二十年以上である者	（施行期日）

